

Ⅰ はじめに

教員の資質能力の向上については、平成28年11月に教育公務員特例法等が改正され、「養成・採用・研修を一体的に充実させることで教員の資質の向上を目指す」とされた。

これにより、任命権者は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、この協議会において指標に関する協議等を行い、国の指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責・経験・適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めることとされた。また、任命権者は、この指標を踏まえて教員研修計画を定めることとされたほか、これまでの「10年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」と改め、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることとされた。

この法改正を受け、県教育委員会では、平成29年4月に新たに「宮城県教職員育成協議会」を組織し、さらに、この協議会に養成部会・採用部会・研修部会を置いて、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」・「新規に採用する教員に求める資質」・「教職員の研修計画」について、それぞれ具体的な調査及び検討を行ってきた。

本指標は、本県教育の現状やこれまでの教員の資質能力の向上に関する本県の取組等を踏まえ、これからの「みやぎの教員に求められる資質能力」について、養成部会及び採用部会において検討を行い、協議会において協議が調った内容を取りまとめたものである。

なお、県教育委員会では、今回の教育公務員特例法等の改正を良い機会と捉え、特に、大学とはこれまで以上に連携を推進して教員の養成段階の充実を図るとともに、教員採用や現職教員の研修についても大学と協力して取り組むことにより、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた資質能力の向上を図っていきたいと考えている。